

資料1 用語解説

あ行

アナフィラキシー

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛やおう吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーといいます。その中でも血圧が低下して脱力を来すような重篤な場合を、アナフィラキシーショックといいます。

栄養教諭

教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持つ者として、食に関する指導（肥満や偏食などの児童生徒に対する個別指導等）と学校給食の管理（栄養管理、衛生管理等）を一体として行うことを職務としています。学校における効果的な食に関する指導体制を整備するため、学校教育法等の一部を改正する法律が平成16年5月に成立し、平成17年4月から栄養教諭制度が開始されました。

栄養士

栄養士法に基づき都道府県知事の免許を受けて、保健所、病院、学校、事業所、福祉施設などにおいて、栄養の指導を仕事とする者のことをいいます。

栄養士になるためには、厚生労働大臣から栄養士養成施設として指定認可された学校（大学、短大、専門学校）に入学し、その課程を履修して卒業する必要があります。

栄養成分表示

容器包装に入れられた一般用加工食品及び添加物には、食品表示基準に基づき、栄養成分の量及び熱量の表示（栄養成分表示）が義務づけられています。栄養成分表示は、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの順で、ナトリウムについては食塩相当量で表示することとされています。

エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことです。倫理的消費ともいいます。

エビデンス

英語 evidence を日本語に訳すと「証拠」「根拠」という意味になります。医学・医療の分野では、ある治療法がある病気に対して、安全で効果のあるものなのかどうかを確率的な情報として示す検証結果（根拠）を指します。

SNS（エス・エヌ・エス）

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略語。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。

オーラルフレイル

オーラルフレイルは、滑舌の低下、わずかなムセなどささいな口腔機能の衰えのことで、身体の衰え（フレイル）の一つです。

か行

核家族世帯

夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯のことをいいます。

管理栄養士

栄養士法に基づき厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者に対する療養などの高度な専門知識及び技術を要する栄養の指導、不特定多数の人に対して継続的に食事を供給する施設における特別な配慮を必要とする給食管理などを仕事とする者のことをいいます。

管理栄養士になるためには、栄養士の資格を所持したうえ、「管理栄養士国家試験」に合格する必要があります。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において自然文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。

群馬県健康増進計画（元気県ぐんま 21）

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 7 条に基づき、県民の健康増進に関する県の施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画です。

元気県ぐんま 21（第 2 次）は、平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間の計画期間とする計画です。県民の「健康寿命の延伸」を図ることを目的に、関係機関・団体等と連携して県民の健康づくりを推進しています。

群馬県食品安全基本計画

群馬県食品安全基本条例（平成 16 年 4 月 1 日施行）第 16 条に基づき、食品等の安全確保に関する県の施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画です。

群馬県食品安全基本計画 2020-2024 は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の期間とする計画です。県民の誰もが安心できる食生活の実現を目指し、食品に関わる全ての関係者（生産者、事業者、消費者、行政）がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力して取り組みます。

ぐんま食育応援企業

県の進める「食育」に賛同し、生活習慣病の予防・改善や地産地消の取組、食育イベントへの参加・協力等を行う企業・団体を「ぐんま食育応援企業」として登録しています。

健康経営

「健康経営」とは、企業が従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されます。

※健康経営は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

健康情報ステーション

スーパーマーケット、飲食店、公共施設などで健康づくりの情報提供を行うために、群馬県食生活改善推進員連絡協議会の協力により設置されています。

さ行

3色分類

バランスのとれた栄養を摂取するために、食品を体内での働きや特徴によって、「赤」「黄」「緑」の3つに分けた食品分類法です。

赤：体をつくるもとになる（肉、魚、卵、牛乳・乳製品、豆など）

黄：エネルギーのもとになる（米、パン、めん類、いも類、油、砂糖など）

緑：体の調子を整えるもとになる（野菜、果物、きのこ類など）

消費期限と賞味期限

「消費期限」は定められた方法により保存した場合に、急速に品質が劣化する食品（おおむね5日以内）に表示され、腐敗等の衛生上の危害が生じるおそれのない期限を示す年月日をいいます。

「賞味期限」は定められた方法により保存した場合に、品質の劣化が比較的遅い食品に表示され、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいいます。ただし、当該期日を越えた場合であっても、すぐにこれらの品質が保持されなくなるわけではありません。

食育推進リーダー

食育の基礎知識と食品衛生・栄養改善・農業生産・食文化等各分野にわたる総合的な知識と技術を習得し、地域の食育をコーディネートできるリーダーとして養成され、食育の担い手として地域で活動しています。

食事バランスガイド

平成12年3月に策定された食生活指針を具体的な行動に結び付けるものとして、「何を」「どれだけ」食べたらいかを料理の組み合わせとしてわかりやすくコマの形で示したものです。

食生活改善推進員

「私たちの健康は、私たちの手で」をスローガンに、地域における健康づくりの担い手として、食生活を通したさまざまな健康づくりボランティア活動を組織的に行っています。

食生活改善推進員になるには、まず、市町村が開催する「食生活改善推進員養成講座」により、幅広い健康づくりのための基礎知識及び地区組織活動とボランティア活動のあり方などの教育を受け、修了証を受けたうえで、自分から推進員になろうと決意することが必要となります。その後、食生活改善推進員協議会に入会することにより、健康づくりのための食生活を通したボランティア活動が始まります。

食生活指針

国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために、平成12年3月、当時の厚生省、文部省及び農林水産省が共同して策定した、望ましい食生活を実践するための指針です。策定から16年が経過し、その間に食育基本法の制定、「健康日本21（第二次）」の開始、食育基本法に基づく第3次食育推進基本計画などが作成され、食生活に関するこれらの幅広い分野での動きを踏まえて、平成28年6月に改定しました。

食中毒

食品に起因する急性胃腸炎、神経障害などの中毒症の総称で、その原因物質によって微生物性食中毒、自然毒食中毒、化学物質による食中毒、その他原因不明なものに分類されます。

食中毒を予防するためには、食中毒の原因となる菌を①つけない（よく洗う）、②増やさない

い（室温に放置しない）、③やっつける（しっかり加熱）という「食中毒予防の三原則」を徹底することが重要です。

食品表示制度

食品衛生法、JAS法（旧：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）及び健康増進法の3つの法律の食品の表示に係る規定を一元化した「食品表示法」が平成25年6月28日に公布され、事業者にも消費者にも分かりやすい表示を目指した具体的な表示ルールである「食品表示基準」が策定され、「食品表示法」が平成27年4月1日に施行されました。

食物アレルギー

生体が自己と外来の異物を認識する反応を免疫学的反応といいますが、その反応が生体に対して不利に働く反応をアレルギー反応といいます。特に、食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギーと呼んでいます。

食料自給率

国内の食料消費について、国産でどの程度賅えているかを示す指標です。食料自給率には、大きく分けて、小麦など個々の品目について、その自給度合いを示す「品目別自給率（重量ベース）」、基礎的な食料である穀物という分類に着目して、その自給度合いを示す「穀物自給率（重量ベース）」、また、食料全体の総合的な自給度合いを示す「総合食料自給率（カロリーベース、金額ベース）」の3つがあります。

我が国では、「食料自給率」として一般的に使用されているのがカロリーベースの食料自給率です。これは、国民に供給されている食料の全熱量合計のうち、国産で賅われた熱量の割合を示したものです。

成育基本法

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）のことであります。

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進します。

専門調理師

調理師法に基づき厚生労働大臣が実施する調理技術に関する審査（技術審査）に合格した調理師のことをいいます。技術審査試験の実技試験において選択した試験科目（日本料理、西洋料理、麺料理、中国料理、すし料理、給食用特殊料理）に応じた名称（日本料理専門調理師、西洋料理専門調理師、麺料理専門調理師、中国料理専門調理師、すし料理専門調理師、給食用特殊料理専門調理師）を称することができます。

専門調理師が、「専門調理師・調理技能士のための食育推進員認定講座」を修了すると、「専門調理食育推進員」に認定されます。

さらに、その後5年間の一定の活動等を有する専門調理食育推進員は「専門調理食育推進指導員」として認定されます。

た行

単独世帯

世帯員が一人だけの世帯のことをいいます。

地産地消（ちさんちしょう）

「地場生産－地場消費」を略した言葉で、地元でとれた生産物を地元で消費するという意味で使われます。地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組です。

調理師

調理師法に基づき都道府県知事の免許を受けて、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者のことをいいます。

調理師になるためには、都道府県知事の指定する調理師養成施設を卒業する、若しくは調理師試験に合格する必要があります。

tsulunos（ツルノス）

令和2年4月24日、群馬県庁32階にオープンした動画・放送スタジオです。

特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドローム（内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい病態）に着目した健康診査を実施し、その結果、生活習慣病の発症のリスクがあり、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直す保健指導を実施します。

平成20年度から40-74歳の人を対象として、医療保険者（市町村（国民健康保険）、健康保険組合など）に実施が義務づけられています。

トレーサビリティ

食品トレーサビリティとは、各事業者が食品を取扱った際の記録を作成し保存しておくことで、食中毒など健康に影響を与える事故等が発生した際に、問題のある食品がどこから来たのかを調べ（遡及）、どこに行ったかを調べ（追跡）することができます。

な行

日本人の食事摂取基準

国民の健康の維持・増進を図る目的で、1日に必要なエネルギーや栄養素の摂取の目安を示したものです。

年齢調整死亡率

都道府県別に、死亡数を人口で除した死亡率を比較すると、各都道府県の年齢構成に差があるため、高齢者の多い都道府県では高くなり、若年者の多い都道府県では低くなる傾向があります。このような年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整し、そろえた死亡率が年齢調整死亡率です。

は行

8020（ハチマル・ニイマル）運動

80歳になっても20本以上自分の歯を保とうという運動です。平成元年、厚生省（現・厚生労働省）と日本歯科医師会が提唱し、自治体、各種団体、企業、そして広く国民に呼びかけています。

標準化死亡率（SMR：standardized mortality ratio）

人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標です。ある集団の死亡率が、基準となる集団と比べてどのくらい高いかを示す比と理解することができ、ある集団で実際に観察された死亡数が、もしその集団の死亡率が基準となる集団の死亡率と同じだった場合に予想される死亡数（期待死亡数）の何倍であるか、という形で求められます。

1より大きい場合は基準より死亡率が高い、1より小さい場合は基準より死亡率が低いと判断されます。

BMI（Body Mass Index）

身長と体重から体格を判定するための指標です。体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）により算出します。BMIが18.5未満はやせ、18.5以上25未満は正常、25以上は肥満と判定し、日本人の食事摂取基準（2020年版）では、当面目標とする範囲を下表のとおりとしています。

目標とするBMIの範囲（18歳以上）

年齢（歳）	目標とするBMI（kg/m ² ）
18～49	18.5～24.9
50～64	20.0～24.9
65～74	21.5～24.9
75以上	21.5～24.9

PDCAサイクル

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Act）のプロセスを順に実施し、次の計画に結びつけ、継続的に業務改善を行う運営手法です。（マネジメントサイクルの一手法）

フードバンク活動

フードバンク活動は、安全に食べられるのにもかかわらず、販売されない食品を企業などから寄付してもらい、必要としている施設や団体等に無償提供する活動です。

フレイル

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態ですが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像のことをいいます。

ま行

6つの基礎食品群

バランスのとれた栄養を摂取するために、具体的にどんな食品をどのように組み合わせるかがわかるように、栄養成分の類似している食品を6つに分類した食品分類法です。

1群：魚、肉、卵、大豆、大豆製品

2群：牛乳・乳製品、海藻、小魚

3群：緑黄色野菜

4群：淡色野菜、果物

5群：穀類、いも類、砂糖類

6群：油脂、脂肪の多い食品

ら行

リスクコミュニケーション

食品の安全性について理解を深めるため、消費者、生産者、事業者、研究者、行政などの関係者の間で、情報や意見を相互に交換することをいいます。一般には、関係者が会場などに集まって行う意見交換会など、双方向性のあるものですが、広い意味では、ホームページを通じた情報発信などの一方向的なものもリスクコミュニケーションの取組に含まれます。

わ行

和食の日

五穀豊穡、実りのシーズンを迎え、和食の食彩が豊かな時期において、毎年、日本食文化について見直し、「和食」文化の保護・継承の大切さを考える日とすることを目的に、一般社団法人和食文化国民会議が制定しました。

日付は11と24で「いい(11)に(2)ほんしょ(4)く」と読む語呂合わせからです。「和食」は2013年12月、ユネスコの「世界遺産(無形文化遺産)」に登録されています。

資料2 計画策定の経過

1. 元気県ぐんま21推進会議（県内地域保健・職域保健関係者24名）

令和2年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画策定方針・概要の説明 ■計画策定スケジュールの説明
令和2年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画基本方針（案）・骨子（案）の説明 ■計画原案の説明
令和3年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画（案）の審議

2. 群馬県食品安全県民会議（食品安全に関する有識者15名）

令和3年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画（案）の説明
----------	---

3. 群馬県食育推進会議（県内食育関係者36名）

令和2年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> ■第3次計画の進捗状況及び最終評価見込みの説明 ■計画策定方針・概要の説明 ■計画策定スケジュールの説明
令和2年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画基本方針（案）・骨子（案）の説明 ■計画原案の説明 ■計画の方向性について意見交換

4. 地域食育推進ネットワーク会議（各地区の県地域機関・市町村の食育担当者及び食育推進リーダー）

令和2年6月25日 ＜西部ブロック＞	<ul style="list-style-type: none"> ■第3次計画の進捗状況及び最終評価見込みの説明 ■令和元年度大学生の食に関する実態・意識調査結果報告 ■計画の方向性について意見聴取
令和2年6月30日 ＜東部ブロック＞	<ul style="list-style-type: none"> ■第3次計画の進捗状況及び最終評価見込みの説明 ■令和元年度大学生の食に関する実態・意識調査結果報告 ■計画の方向性について意見聴取
令和2年7月2日 ＜吾妻ブロック＞	<ul style="list-style-type: none"> ■第3次計画の進捗状況及び最終評価見込みの説明 ■令和元年度大学生の食に関する実態・意識調査結果報告 ■計画の方向性について意見聴取
令和2年7月6日 ＜中部ブロック＞	<ul style="list-style-type: none"> ■第3次計画の進捗状況及び最終評価見込みの説明 ■令和元年度大学生の食に関する実態・意識調査結果報告 ■計画の方向性について意見聴取
令和2年8月24日 ＜利根沼田ブロック＞	<ul style="list-style-type: none"> ■第3次計画の進捗状況及び最終評価見込みの説明 ■令和元年度大学生の食に関する実態・意識調査結果報告 ■計画の方向性について意見聴取

5. 元気県ぐんま21推進会議食育推進検討部会（庁内食育関係9所属長）

令和2年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画策定方針・概要の説明 ■計画策定スケジュールの説明 ■計画の方向性（主な論点）について意見聴取
令和3年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画（案）の確認

6. 群馬県食育推進検討部会WG（庁内食育関係所属 17 名）

令和2年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> ■第3次計画の進捗状況及び最終評価見込みの説明 ■計画策定方針・概要の説明 ■計画策定スケジュールの説明
令和2年9月7日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画基本方針（案）・骨子（案）の検討 ■計画の方向性（主な論点）の検討 ■計画の目標指標と施策の検討
令和2年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画原案の検討
令和3年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画（案）の確認

7. 群馬県議会

令和2年 第2回定例会	<ul style="list-style-type: none"> ■計画等一覧表の提出 ・令和2年度に策定する計画の事前説明
令和2年 第3回前期定例会	<ul style="list-style-type: none"> ■計画（案）概要書の提出、説明 ・基本計画の議決等に関する条例の適用について、常任委員会で調査（議決対象外）
令和3年 第1回定例会	<ul style="list-style-type: none"> ■計画（案）の概要説明 ・常任委員会で計画（案）の説明

8. パブリックコメント

令和2年12月25日 ～令和3年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ■意見募集（32日間）
令和3年3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ■結果の公表 ・社会環境等に関する意見（2件）

資料3 食育基本法（平成 17 年 7 月 15 日施行）

（前 文）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、全ての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目 的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力

ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その

地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農

林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並

びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、全ての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指名する者
 - 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。